自治会又は自主防災組織が指定する一時的な避難場所に関する取扱要綱

平成２６年３月２７日制定

（目的）

第１条　この要綱は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、市長が指定する指定緊急避難場所までは遠いなどの理由から、地域住民がまずは身近で避難できる場所として、自治会又は自主防災組織（以下「自治会等」という。）が指定する一時的な避難場所（以下「地区一時避難場所」という。）の指定について、必要な事項を定める。

（指定の届出）

第２条　自治会等は、地区一時避難場所を指定したときは、地区一時避難場所（指定・廃止）届出書（第１号様式）により、当該避難場所及び運営管理責任者を市長へ届出るものとする。

２　市長は、前項の届出の際には、当該避難場所における災害想定等必要な情報を提供するものとする。

（廃止の届出）

第３条　自治会等は、地区一時避難場所を廃止したときは、地区一時避難場所（指定・廃止）届出書（第１号様式）により、当該避難場所を市長へ届出るものとする。

（地区一時避難場所の開設運営）

第４条　地区一時避難場所の開設は、自治会等が災害種別、規模、周辺状況等を判断し、開設するものとする。

２　地区一時避難場所の運営は、自治会等の自主運営によるものとする。

３　自治会等は、地区一時避難場所を開設した場合又は避難者が当該避難場所に避難した場合には、市長へ連絡するものとする。

（地区一時避難場所表示シールの配布）

第５条　市長は、第２条第１項の届出があった場合は、地区一時避難場所表示シール（第２号様式）を配布する。

（その他）

第６条　この要綱に定めることのほか、地区一時避難場所に関し必要な事項は、

別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

（宛先）防府市長

自主防災組織名
（自治会名等）

代表者名

連 絡 先（　　－　　－　　）

地区一時避難場所（指定・廃止）届出書

自主防災組織（自治会）において地区一時避難場所を（指定・廃止）しましたので、下記のとおり届出ます。

記

指定日・廃止日	年　　月　　日	
施　設　名		
住　　所		
階数・構造	階	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造
施設連絡先	（電　話）	
	（ＦＡＸ）	
運営管理責任者名		
住　　所		
連　絡　先	（電　話）	
	（ＦＡＸ）	

《事務処理欄》

災害事象・海抜		m
表示シール配布	年　　月　　日　　枚	

第２号様式（第５条関係）
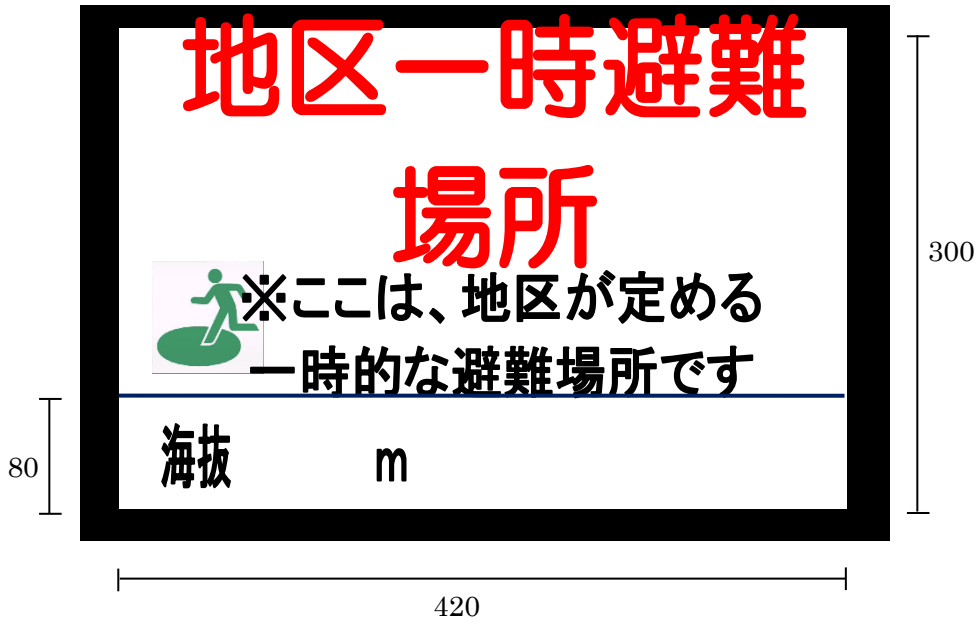
Ａ３横　　（単位：ｍｍ）